

質問回答書

令和6年12月25日

各位

| | |
|-----|----------|
| 担当課 | 地球温暖化対策室 |
|-----|----------|

仕様書等に対する質問事項に対しては、下記のとおり回答する。(各者統合)

No. 1

| | |
|----|----------------------------|
| 件名 | 倉敷市児島支所ほか54施設で使用する電気、ほか4業務 |
|----|----------------------------|

| 番号 | 質問事項 | 回答 |
|----|--|---|
| 1 | 提出する書類の日付は提出日によろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定(例:開札日)等はございますか。 | 入札説明書7(3)ウのとおり、提出日(郵送日)を記入してください。 |
| 2 | 自家発補給電力の契約はありますか。ある場合、弊社都合となりますが、弊社が使用しているCISには自家発補給契約の項目がなく自家発補給契約で契約がおこなえません。自家発補給契約を解約し全量で契約することは可能であれば入札参加ができるのですが、必ずしも自家発補給契約としてではないと入札参加できないでしょうか。 | 自家発補給電力の契約はありません。 |
| 3 | ①切替時に契約電力が500kW以上の協議制契約に変更になる場合、別途手続きが必要となり必要書類の提出と切替までに追加日数をいただきます。②また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。(頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。) | ①倉敷市立市民病院を除き、直近1年度で契約電力が500kW以上となっている施設はありませんが、もし今後契約電力が500kW以上に変更となることがある場合は、切替が令和7年4月1日までに行えるよう落札後速やかに協議を行います。 ②倉敷市立市民病院の現在の契約電力は640kWであり、仕様書との相違はありません。また、直近1年度での最大需要電力は令和6年1月の616kWであり、契約電力の変更は現時点では想定していませんが、令和7年4月1日からの契約電力の決定については、直近1年度間の最大需要電力をもとに落札後速やかに協議を行わせていただきます。 |
| 4 | 弊社では電気料金のお支払は、振込または口座振替となり、振込の場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 | 承諾します。 |
| 5 | 請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。 | 承諾します。 |

| | | |
|----|--|---|
| 6 | 現在の計量日は毎月1日でよろしいでしょうか。 | 【資料1】施設別契約内容詳細をご参照ください。 |
| 7 | 電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 8 | 電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか) | 1施設の請求書に対し複数部署から分割して金額を支払うことはありません。 |
| 9 | 請求時の基本料金の算定方法について、弊社では、(基本料金単価×契約電力)＋力率割引・割増相当額となりますがよろしいでしょうか。 | 基本料金の算定方法は契約書(案)第10条第2項のとおりとし、力率割引・割増相当額に指定はありませんので、入札付属書の「①基本料金の積算方法」に算定方法を記載のうえ、算定してください。 |
| 10 | 自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。 | 自動検針装置は全施設設置済みです。 |
| 11 | 仮に弊社が落札した場合、契約書の内容について協議いただくことは可能でしょうか。 | 入札説明書、仕様書、入札書、入札附属書及び個別条件書を逸脱しない範囲での協議は可能です。 |
| 12 | 入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッチキス止めなど指定はありますでしょうか。 | ありません。 |
| 13 | 弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。 | 独自の算定方法による燃料費等調整額の算出は認められません。別添1個別条件書1)料金算式により算定してください。 |
| 14 | 当該エリアを管轄する電力会社において、燃料費等調整単価の算定方法が変更となる場合、落札時の算定方法ではなく、送電開始時の算定方法を採用するという認識でよろしいでしょうか。 | 別添1個別条件書1)料金算式に記載のとおりです。 |
| 15 | 燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での提案、契約締結は可能ですか。 | 認められません。 |
| 16 | 落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。 | 入札説明書 8開札 (3)落札者の決定方法 エの書類が確認でき次第、開札後速やかに落札業者を決定し、令和7年1月22日以降で公表します。遅くとも開札後10日以内(令和7年1月30日)までに決定・公表します。 |
| 17 | 入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第3位を切捨て、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満を切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしい | 入札付属書に基づく入札金額の算定方法と実際の電気料金請求時の算定方法の相違は認められません。 |

| | | |
|----|--|--|
| | でしょうか。 | |
| 18 | 当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める約款等の変更、経済情勢の変動、天変地異、法令の制定または改廃その他著しい状況の変化等があった場合に契約単価変更の協議に応じていただくことは可能でしょうか。 | 契約書（案）第2条第2項に基づき協議させていただきます。 |
| 19 | 入札書及び入札付属書について、簡易書留での提出は可能でしょうか。 | 可能ですが、紛失等について本市では責任を負いかねますので自社責任でお願いいたします。 |
| 20 | 複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。 | 承諾します。 |
| 21 | 各施設の現在の電力供給会社及び現在の計量日を教えてください。 | 【資料1】施設別契約内容詳細を御参照ください。 |
| 22 | 各施設について、自動検針装置はついていますか。 | 番号10の回答のとおりです。 |
| 23 | 各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。 | 番号2の回答のとおりです。 |
| 24 | 入札書に記載する日付は作成日でしょうか。 | 番号1の回答のとおりです。 |
| 25 | 入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。（力率割引を考慮する） | 御認識のとおりです。 |
| 26 | 入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。 | 税込です。 |
| 27 | 入札算定額の各計算過程における端数処理について指定はありますか。 | 基本料金と電力量料金の端数処理の指定はありません。それぞれの合計の端数処理は入札付属書のとおりです。 |
| 28 | 入札時に提出する内訳書について、各施設別に内訳書が必要となりますでしょうかまたは全施設をまとめた内訳書1枚にて対応可能でしょうか（同一単価での提出となります）。 | 入札付属書に入札金額算定に必要な単価及び計算式を入力し、提出してください。入札付属書において、各施設の基本料金単価（B及びb）、基本料金計（E）、電力量料金単価（G）、電力量料金計（H）、合計（I）に未入力がある場合、無効の入札書となりますので御留意ください。 |
| 29 | 弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子請求書でご対応は可能でしょうか。 | 仕様書 9その他（6）のとおりとします。 |
| 30 | お客さまにはお客さま専用 Web ページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Web からダウンロード可能） | Web 上での請求書発行の周知を行う前提で承諾します。周知方法については落札後協議とします。 |
| 31 | 発行される請求書につきましてはずべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。 | 承諾します。 |
| 32 | 契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。 | 承諾します。 |

| | | |
|-----|--|--|
| 3 3 | ダウンロード可能な請求書へは電子印がされているため、請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。 | 承諾します。 |
| 3 4 | 電子請求書の対応不可の需要家様へ特別処置として紙請求書を発行した場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の 15 日前後となります。(長期連休時に 20 日頃になる可能性がございます) ご承諾いただけますでしょうか。 | 承諾します。 |
| 3 5 | 請求書の支払い期限は請求書受領後 30 日以内に振込となります。(年度末でも同様) ご承諾いただけますでしょうか。 | 承諾します。 |
| 3 6 | 弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。(自動販売機・施設内の売店等) | 承諾します。 |
| 3 7 | 毎月の請求書は各施設を 1 枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき 1 枚の請求書発行方法のみとなりますが問題ございませんでしょうか。 | 全施設を 1 枚にまとめた一括請求書のみの発行は承諾できません。各施設につき 1 枚の請求書発行は問題ありません。 |
| 3 8 | 複数施設のうち指定の施設のみを 1 枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承いただけますでしょうか。 | 番号 20 の回答のとおりです。 |
| 3 9 | 入札説明書 9 その他 (6) に記載があります「料金の請求は、指定施設ごとに行うこと。」についてですが、指定施設というのはア～オの施設ごとに請求を行うという認識でお間違いないでしょうか。 | アの業務で例示すると、対象施設 5 5 施設のうち 1 施設 1 枚の請求書 (合計 5 5 枚) にて請求していただくか、こちらで指定したグループによるグループ請求書 (10 施設のグループ×5、5 施設のグループ×1 を本市が指定した場合は、グループ請求書合計 6 枚) にて請求していただくという意味合いです。回答 3 8 のとおりグループ請求書が発行不可の場合は、1 施設 1 枚の請求で御対応ください。 |
| 4 0 | 弊社の請求書は、原則、Web サイト上で速報版請求書翌月 5 営業日より順次掲載、確定版請求書を翌月 7 営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。 | 金額確定の際に請求書発行の周知を行うこと、また、契約書 (案) 第 11 条第 2 項における「適法な支払請求書」が確定版請求書となる前提で承諾します。 |
| 4 1 | 燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。 | 別添 1 個別条件書 1) 料金算式に記載のとおりとします。 |
| 4 2 | 発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ございませんでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 4 3 | 当該地域を管轄する電力会社 (一般送配電事業者を含む) による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただ | 番号 18 の回答のとおりです。 |

| | | |
|-----|--|--|
| | くことは可能でしょうか。 | |
| 4 4 | 契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。 | 番号3の回答のとおりです。 また単価変更は協議によります。 |
| 4 5 | 契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者へ却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。 | 承諾します。 |
| 4 6 | 契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例：契約電力：〇〇kW 最大需要電力実績：2024年1月 〇〇kW | 番号3の回答のとおりです。 |
| 4 7 | 上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。 | 現時点では相違しておりません。契約電力は落札後協議の上決定することとします。 |
| 4 8 | 電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。 | 当該データは未取得のため、対応し兼ねます。 |
| 4 9 | 30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能となりますでしょうか。 | 可能です。 |
| 5 0 | 当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後の対応となります。 | 可能です。 |
| 5 1 | 施設において建築・増築にかかる移転はございますか。 | 現時点ではありません。 |
| 5 2 | 供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか。 | 現時点ではありません。 |
| 5 3 | 契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくこ | 番号5 1及び5 2に係る工事の前提で、承諾します。 |

| | | |
|-----|--|---|
| | とをご了承いただけますでしょうか。 | |
| 5 4 | 開札結果について公開方法・範囲を教えてください。 あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。 | 開札結果は倉敷市地球温暖化対策室のホームページにて公開(誰でも閲覧可能)します。落札者には開札日に電話連絡しますが、落札者以外の入札参加者にはメールにてホームページへの公開時期をお知らせします。 |
| 5 5 | 落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。 | 切替手続きに必要な情報の取得については、原則落札者の指示により対応します。 |
| 5 6 | 契約書(案)第11条第2項のお支払期日につきまして、弊社供給条件では「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承くださいませでしょうか。 また、弊社落札の際、契約書の記載を上記の内容へご変更いただくことは可能でしょうか。 | 支払義務発生日を協議の上定める前提で承諾します。 |
| 5 7 | 契約書(案)第11条第3項の遅延利息につきまして、弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。ご了承くださいませでしょうか。 また、弊社落札の際、契約書において上記の内容へ記載をご変更いただくことは可能でしょうか。 | 認められません。 |
| 5 8 | 契約書(案)第11条第3項に、「その金額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする」と記載がございますが、弊社では端数処理を「円未満切り捨て」で請求させていただきます。ご了承くださいませでしょうか。 また、弊社落札の際、契約書を上記の内容へ記載をご変更、または削除いただけますでしょうか。 | 認められません。 |
| 5 9 | 消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行います。よろしいでしょうか。 | 御質問の一般送配電事業者が「倉敷市を管轄する一般送配電事業者」という前提ですが、消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げの振れ幅分については契約単価変更対象となります。 |
| 6 0 | 仕様書および契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承くださいませでしょうか。 また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますで | 仕様書 9その他(2)に記載のとおり、定めのない供給条件については倉敷市を管轄する一般送配電事業者が定める約款、要綱等によるものとします。 |

| | | |
|-----|--|---|
| | <p>しょうか。 仕様書につきましても、契約書に合綴する場合は同様に變更いただくことは可能でしょうか。</p> | |
| 6 1 | <p>入札書の入札金額【年間予定総額合計】につきまして、税込金額を記載するという認識でよろしいでしょうか。</p> | 御認識のとおりです。 |
| 6 2 | <p>入札附属書の「17 福島排水機場」につきまして、「使用電力量有 4」、「使用電力量無 8」と記載がございますが、仕様書の別紙3には使用電力量がない月が「4月、12月から2月」の計4か月になっております。「使用電力量有 8」、「使用電力量無 4」という認識でお間違いないでしょうか。また、入札附属書につきまして、「使用電力量有 8」、「使用電力量無 4」の場合、修正して算定させていただいてもよろしいでしょうか。</p> | <p>御認識のとおりです。 修正した「入札付属書（積算内訳）1225 修正版」のデータをホームページへアップしますので、入札金額算定の際は、必ずこちらを御利用ください。</p> |
| 6 3 | <p>仮に弊社が落札した場合、契約書（案）の内容について協議いただくことは可能ですか。</p> | 番号11の回答のとおりです。 |
| 6 4 | <p>入札参加資格者名簿に登録済みの受任者が入札に参加する場合、委任状は不要という認識でよろしいですか。 また、仮に弊社が落札した場合、契約締結に際して、別の代理人に委任する事は可能ですか。 可能な場合、落札後、契約締結までに委任状を提出する対応でよろしいですか。</p> | <p>本市所定の電気入札参加資格確認申請書を提出し、「参加資格を有する」と通知をうけた事業者は、入札に際して委任状の提出は不要です。 また、契約締結に際し、別の代理人に委託することは可能です。 契約締結時に委任状の提出をお願いします。</p> |
| 6 5 | <p>入札金額の積算に伴う端数処理について、下記のとおりとして問題ありませんか。 ・基本料金および電力量料金の各単価には、消費税を含むものとし、各月の基本料金および電力量料金の各小計においては、小数点第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで保持する。 ・月別合計金額は、各月毎に基本料金と電力量料金の合計金額を端数処理（単位を1円とし、その端数は切捨て）する。</p> | 基本料金及び電力量料金の各単価には、消費税を含みます。各月の基本料金及び電力量料金の各小計においては、端数処理の指定はありません。月別合計額の端数処理は入札附属書のとおりです。 |
| 6 6 | <p>入札書には、入札付属書で算出した【年間予定総額合計（税込）】を記載し、含まれる消費税及び地方消費税については、円未満の端数を切り捨てするという認識でよろしいですか。</p> | 御認識のとおりです。年間予定総額合計（税抜）の算定方法は入札付属書に記載のとおりですので、御参照ください。 |
| 6 7 | <p>請求の際には、請求書のほかに、施設ごとに内訳（使用電力量、単価、料金、最大需要電力、力率、契約電力等を【別紙1】の対象施設名順に並べたデータ）を添付することとありますが、弊社の請求書には、使用電力量、料金、力率、契約電力量のみ記載となります。ご了承いただけますか。</p> | <p>毎月の請求の際に、【別紙1】の対象施設名順に並べた内訳データを提出する必要はありませんが、請求書の添付データ又はWEBサービスで、使用電力量、単価、料金、最大需要電力、力率、契約電力を施設ごとに示していただく必要がありますので、添付データの場合は、 ①契約先ごとの内訳データ+請求書で各契約先へ通知 ②全契約先の内訳データを地球温暖化対策室へ通</p> |

| | | |
|-----|---|--|
| | | 知 のいずれかで御対応ください。 請求書の記載内容については、内訳データが確認できる前提で承諾します。 |
| 6 8 | 当社が落札した場合、当社が定める電気契約要綱及び標準料金表に基づき、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を算出します。ご了承いただけますか。 | 別添1 個別条件書 1) 料金算式に記載のとおり、燃料費等調整単価は、倉敷市を管轄する旧一般電気事業者が定める電気契約要綱等により算定した額とし、再生可能エネルギー発電促進賦課金は旧一般電気事業者と同単価とします。ただし、電気・ガス価格激変緩和対策措置等の全小売事業者共通の外生的な要因を燃料費等調整単価に含む等、本入札の入札額算定に影響しない内容を当該金額の算定に組み込む場合は、落札後協議の上承諾します。 |
| 6 9 | 供給期間中において燃料費等調整を行わない（燃料費等調整額を請求しない）メニューでの応札は可能でしょうか。 （上記が可能の場合）現在の入札仕様書では、燃料費等調整額を考慮しない料金で落札者を決定すると規定されております。 一方で、燃料費等調整制度は各社・各メニューで異なり、ご請求時には事業者ごとに異なる価格の燃料費等調整額が加算または減算される（燃料費等調整自体がない場合もある）ことから、実際のご負担となる燃料費等調整額込みの料金では、必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。 そのため、落札者の決定に当たり、各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮していただけますでしょうか。 | 番号1 3、1 4及び1 5の回答のとおりです。 |
| 7 0 | 契約書に以下の文言を追加させていただきますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。 | 認められません。 |
| 7 1 | 仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか（成立しますか）。 成立しない場合、契約ができなくなったことに関し、当該落札者に対する罰則（違約金の支払い等）はありますか。 | 成立します。 |
| 7 2 | 【全案件共通】 現在の電力供給者を教えてください。 | 番号2 1の回答のとおりです。 |
| 7 3 | 【倉敷市児島支所ほか5 4施設】 【くらしきすこやかプラザほか3 施設】 複数施設ございますが、各施設ごとに基本料金単価および電力量料金単価を設定し | 問題ありません。 |

| | | |
|----|--|--|
| | てもよろしいでしょうか。 | |
| 74 | <p>【倉敷市児島支所ほか54施設】 福島排水機場では使用量が0の月がございますが、電気を全く使用されない月は基本料金を半額といたします。入札内訳書D「使用電力量無」の欄を基に、Eで対象月の基本料金を半額にした金額を提示すればよろしいでしょうか。</p> | <p>当初公開していた入札内訳書Dの欄に誤りがございました。修正した「入札付属書（積算内訳）1225 修正版」のデータをホームページへアップしますので、必ずこちらを御利用の上、算定した入札金額を提示してください。また、基本料金の積算方法については、入札付属書の①基本料金の積算方法に入力してください。</p> |
| 75 | <p>【全案件共通】 入札付属書 E、H の端数処理に指定はございますでしょうか。</p> | <p>各月の基本料金及び電力量料金の各小計においては、端数処理の指定はありません。</p> |
| 76 | <p>【全案件共通】 入札書下部に「内、消費税及び地方消費税 円を含む。」という記載がございますが、入札付属書では税抜き合計も算出する欄がございます。入札金額は税込金額か税抜き金額かどちらを記載するのでしょうか。 また、税抜き金額を記載する場合は消費税が含まれていない価格となりますので、入札書下部に消費税金額を記載する必要はない、との理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>入札金額は税込金額を入力してください。</p> |